

こども宅食おすそわけ便運営実施要綱

(趣旨及び目的)

- 第1条 この要綱は、社会的に孤立しがちな子育て世帯等に対し、定期的に食品等を届けるこども宅食（以下「こども宅食」という。）の活動について、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が運営や実施をするのに必要な事項を定める。
- 2 県社協が運営や実施する前項の「こども宅食」の活動は、「こども宅食“おすそわけ便”」と称し、食品等の定期的な配達・配布を通じて、支援につながりにくい子育て世帯等とつながり続けることを目的に実施するものである。

(県社協が行う運営等の内容と名称等の使用)

- 第2条 県社協は、こども宅食“おすそわけ便”の実施主体（以下「実施主体」という。）に対し、次のとおり支援を行うものである。
- (1)活動や運営の情報提供
 - (2)活動や運営の連携体制の構築
 - (3)こども宅食“おすそわけ便”の名称の使用
 - (4)食品等の安定した提供体制の確保
 - (5)その他、第1条の趣旨に基づき必要な支援
- 2 前項第3号に係る「こども宅食」（登録商標第 6015369 号）の名称の使用について、県社協は登録商標を保有する一般社団法人こども宅食応援団事務局の認定NPO法人フローレンスより使用許諾し、実施主体が使用することについても一括して許諾を得るものとする。
- 3 県社協は、前項の使用に関し、一般社団法人こども宅食応援団事務局の認定NPO法人フローレンスに対し、実施主体を新たに指定した都度報告するとともに、指定している実施主体について毎年報告するものとするものとする。
- 4 「こども宅食」「おすそわけ便」（登録商標 6469877 号）及び「こども宅食おすそわけ便」の名称並びに別紙1のロゴマーク（登録商標 6469878 号）を用いた活動については、県社協及び実施主体並びに第5条に定める定期的な食品等の提供者が使用できるものとし、そのほかの者は県社協の許可なく使用することはできないものとする。

(こども宅食“おすそわけ便”の実施主体)

- 第3条 実施主体は、県社協が指定する団体・法人とし、こども宅食“おすそわけ便”の名称の前に市町村名等を付して実施することを基本とする。
- 2 前項の実施主体は、次の要件を具備した者とする。
- (1)営利を目的としない非営利活動として公正に運営する者
 - (2)実施する市町村全域を対象として実施する者
 - (3)実施する地域内において複数の団体・法人で実施できること
 - (4)継続して活動できる者
 - (5)実施地域内において複数の利用形態を設定できる者であり、常設の相談機能を有する拠点での利用形態が確保されていること
 - (6)活動にあたり運営要綱等を定め、活動内容や利用の基準等を明記できる者

- (7) この要綱に定める活動のルールを守り、決められた書類等を提出できる者
- (8) 活動にあたり関係法令等を遵守し、次の主要な指針を遵守できること
- ①安全な食品等の取扱い
 - ②個人情報の取扱い
- (9) 活動にあたり問合せ窓口を設置して明記し、事故等の対応や必要な情報公開、原因の究明や拡大防止策を講じることができること。
- 3 前項第5号に定める利用形態は次の活動を基本とし、これらを含む複数の利用形態を確保し、実施地域内において利用時の申込が不要な利用形態を確保して運営することにより、支援につながりにくい世帯に柔軟に対応できるようにするものとする。
- (1) 食品等の自宅への配達
 - (2) 食品等の指定場所での受渡
 - (3) パントリー
- 4 実施主体は、次の内容について手順を整理し、明記して実施するものとする。
- (1) 食品等寄贈の受入・保管
 - (2) 利用申込及び調整
 - (3) 食品等の受取及び取扱いの方法
 - (4) 個人情報の保護
- 5 実施主体は、県社協の求めに応じて実績等について報告するものとする。
- 6 県社協は、この要綱に定める内容を遵守し、次の内容を確約できることをもって実施主体を指定するものとし、これによらない場合には指定を取消することができるものとする。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させるものではないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を行う行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - (5) その他法令、公序良俗等に違反する団体や個人ではないこと
 - (6) その他、県社協会長が不適切であると判断される事象がないこと
- 7 この要綱に定める遵守事項は、実施主体を構成する者や運営に携わる者全てに及ぶものとし、県社協及び実施主体はその者に遵守させるよう努めるものとする。
- 8 実施主体は、県社協が行う事業等について協力、支援するほか、関係する機関や団体等と連携を図りつつ、効果的な運営と実施に努めるものとする。

（こども宅食“おすそわけ便”の利用者）

第4条 こども宅食“おすそわけ便”の利用者（以下、「利用者」という。）は、青森県内に住む支援につながりにくい者や支援が継続しにくい者とし、困りごとを抱えた者とする。

2 前項の利用者については、その対象であることの証明を必要としない。

- 3 利用者を選定する必要がある場合の基準は、実施主体がそれぞれ設定し、明記して実施するものとする。
- 4 利用者は、受け取った食品等を他に譲渡又は売買したり、有償で交換してはならず、実施主体はそのことを明記して実施するものとする。
- 5 利用者は、受け取った食品等について、定められた方法で管理し、適切に取り扱うものとし、実施主体はそのことを明記して実施するものとする。

(食品等の提供体制の確保)

第5条 第2条第1項第4号の食品等の提供体制の確保のため、県社協は定期的な食品等の提供者と協定を締結して、実施主体の支援を行うものである。

- 2 提供される食品等は、人による使用に適しているものとし、関係法令に従って取り扱いするものとする。
- 3 提供される食品等は、未使用品を無料で受け入れるものとし、次に掲げるものについては原則として受入しないものとする。
 - (1)生鮮品及び冷蔵品
 - (2)消費期限を経過しているもの及び消費期限の残日数が1ヶ月に満たないもの並びに消費期限が確認できないもの
 - (3)開封したもの
 - (4)容器等が著しく破損しているもの
 - (5)廃棄物として一旦公に処理されたもの
 - (6)定められた食品管理や衛生管理がなされていないもの
 - (7)品質が保証できないもの、品質の保証が確認できないもの
 - (8)その他、県社協会長が判断したもの
- 4 食品等の寄贈の基準や受取方法等については、協定書等により定めるものとする。
- 5 県社協は、協定書等に基づき実施主体に食品等を提供するものとし、実施主体はこの要綱の定めにより食品等を取扱うものとする。
- 6 実施主体は、独自に食品等の寄贈を受け入れることができるものとし、その基準等について定め、明記して実施するものとする。

(経費)

第6条 こども宅食“おすそわけ便”の運営及び実施主体への支援にかかる経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てるものとする。

(個人情報の保護)

- 第7条 こども宅食“おすそわけ便”に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施により知り得た個人情報を本人の同意を得ずに他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後及び活動の参加を終了した後も同様とする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に係る個人情報の管理については、県社協個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙1 ログマーク

